

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設

平成30年度診療報酬改定において、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬が新設された。

<名称>

療養・就労両立支援指導料

<点数>

1000点(10000円)

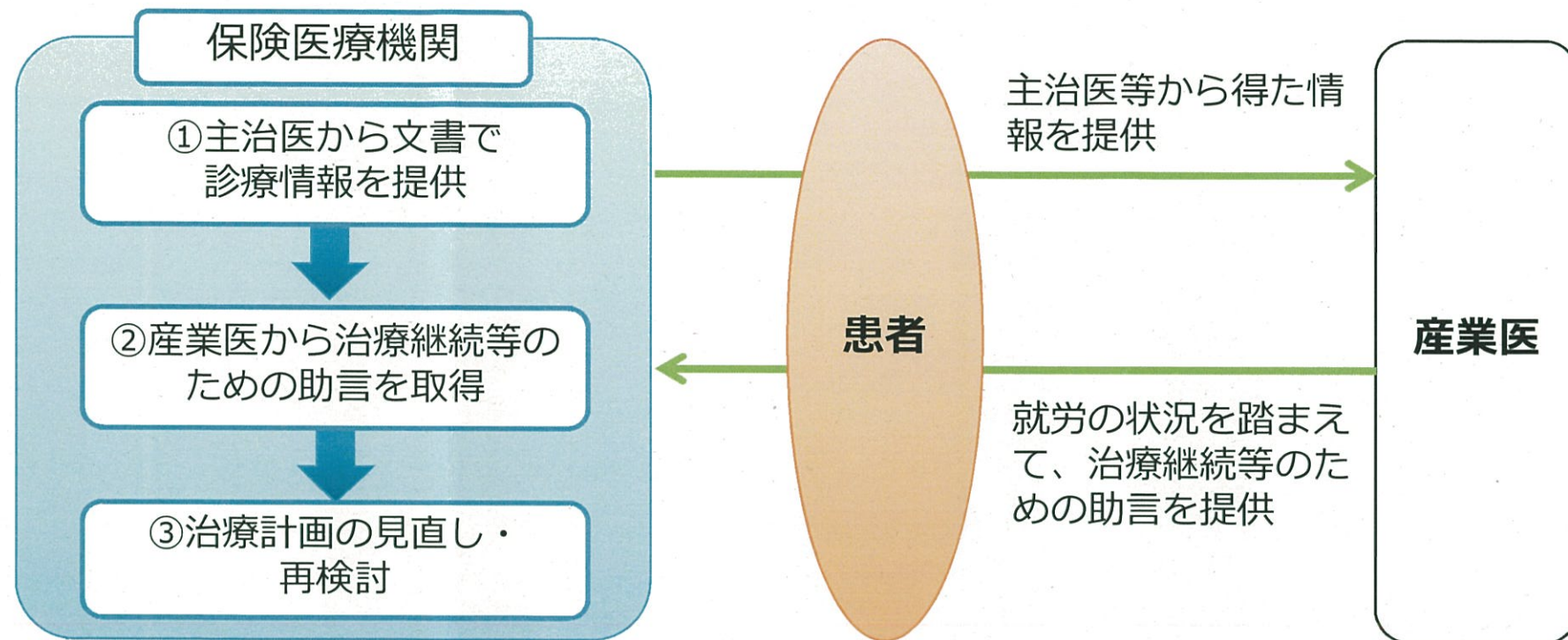
(相談支援体制が整備されている医療機関の場合、500点(5000円)が上乘せされる。)

<ポイント>

- 対象疾患：がんに限る。
- 対象患者：産業医が選任されている事業場で就労している労働者に限る。
- 算定要件：
 - ・主治医が、産業医に対して治療と仕事の両立に関する意見書を作成した場合が対象となる。
 - ・産業医は、主治医に対して治療と仕事の両立に関して必要な配慮等について文書で助言する。
 - ・主治医は、産業医の助言を踏まえ、治療計画の再評価を行う。

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬上の取扱い

○療養・就労両立支援指導料

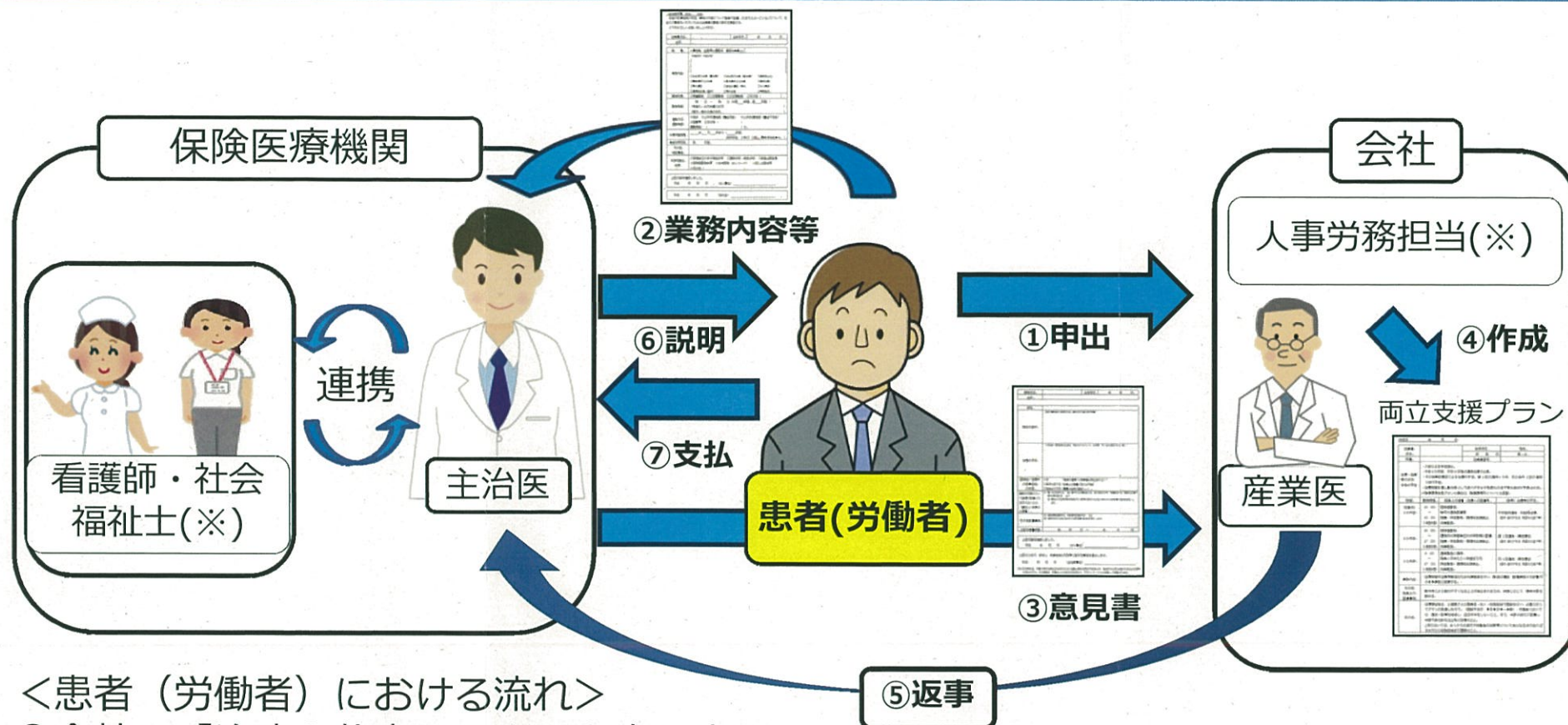


～第379回中央社会保険医療協議会資料（総－4）より引用：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000187694.html>～

～平成30年厚生労働省告示第43号 該当箇所～

がんと診断された患者（産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。）が選任されている事業場において就労しているものに限る。）について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を文章により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6月に1回に限り算定する。

治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の流れ



＜患者（労働者）における流れ＞

- ① 会社に「治療と仕事の両立」を申し出る。
- ② 仕事の内容等を主治医に提供する。
- ③ 主治医に会社の産業医宛ての意見書を書いてもらい、会社に提出する。
- ④ 主治医や産業医の意見を踏まえ、会社の人事労務担当者が両立支援プランをつくる。
- ⑤ 産業医に主治医へ返事を書いてもらう。
- ⑥ 産業医の返事を踏まえ主治医から治療スケジュールの変更の必要性の有無等について説明を受ける。
- ⑦ 療養・就労両立支援指導料を算定する。

(※) 両立支援コーディネーターの主ななり手